

広島県告示第六百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人 信岡医院	尾道市久保二丁目四番一七号	平成二十二年四月一日
檜原皮膚科クリニック	安芸郡海田町大正町七番二〇号	平成二十二年三月二日
梶谷胃腸科外科医院	安芸郡府中町本町一丁目四番一二号	平成二十二年五月二日
ナベ薬局	呉市警固屋四丁目一四番四五号	平成二十二年四月三〇日
ミブ薬局	山県郡北広島町壬生四三四番地四	平成二十二年四月七日